

大学独自の授業料免除

以下のいずれかの事由に該当する者に対し、予算の範囲内で家計基準・学力基準をもとに選考を行います。予算状況や申請者数等により、**基準を満たしても、必ずしも免除が許可されるわけではありません。**

★申請事由

申請事由※1	事由詳細	家計基準	学力基準
1.経済的理由	経済的理由により授業料の支払いが困難	課す	課す
2.生計維持者死亡	事由期間※2内に生計維持者が死亡し授業料の支払いが困難	課す	課さない
3.災害	事由期間※2内に災害で半壊・床上浸水以上の被害を受け授業料の支払いが困難	課さない	課さない
4.特例災害	指定災害※3で半壊・床上浸水以上の被害を受け授業料の支払いが困難	課さない	課す

- ※1 **2025年度以降に入学する学部生(留学生を除く)は「3 災害」又は「4 特例災害」のみ申請を受け付けます。**2024年度以前に入学した学部生(留学生を除く)も2028年度以降は「3 災害」「4 特例災害」の事由のみ申請を許可します。
- ※2 基準日(前期:4月1日、後期:10月1日)前6か月以内(入学した日の属する学期分の申請については前1年以内)
- ※3 「東日本大震災(2011年3月11日)」「熊本地震(2016年4月14日)」「2018年5~7月豪雨」「北海道胆振東部地震(2018年9月6日)」「2019年8~9月豪雨」「2019年台風19号」「能登半島地震(2024年1月1日)」

◆家計基準(家計評価額の考え方)

> **家計評価額が200万円以下**

$$\text{家計評価額} = \{ \text{合計所得金額(本人)} - \text{所得控除合計(本人)} \} + \{ \text{合計所得金額(父)} - \text{所得控除合計(父)} \} + \{ \text{合計所得金額(母)} - \text{所得控除合計(母)} \}$$

- ※ 合計所得金額と所得控除合計は1,000円未満を切り捨てた金額を使用します
- ※ {合計所得金額-所得控除合計}の値がマイナスの場合は0円とします

(例)	合計所得金額[円]	所得控除合計[円]
本人	0	430,000
父	3,168,250	1,956,933
母	1,253,123	562,580



本人: 0-430,000=0
 父: 3,168,000-1,956,000=1,212,000
 母: 1,253,000-562,000=691,000
家計評価額=0+121.2+69.1=190.3万円

※ 私費外国人留学生の家計基準は別途定める。詳細は「申請のしおり」をご確認ください。

◆学力基準

【学部生】: 累積 GPA 値が 2.67 以上〔私費外国人留学生は 2.47 以上〕の者

【大学院生】: 修得科目の評定平均値が 2.5 以上の者

【学部生・大学院生共通】:

- ・ 新入生の入学期における学力基準は、本学入学試験の合格をもって、基準該当者とする。
- ・ **留年中の者や修得単位数が標準修得単位数を満たさない者は、免除の対象外とする。**ただし、その事情が、別途定める事情であると認められる場合は、「[【様式2】学力基準の特例申請書](#)」及び証明書類により対象とする場合あり。

課程	標準修得単位数
人文・教育・経法・理・工学・農学・繊維学部	【前期】卒業要件単位数÷最短修業年限×(当該学生の学年-1) 【後期】卒業要件単位数÷最短修業年限×(当該学生の学年-0.5)
医学部	【前期・後期共通】卒業要件単位数÷最短修業年限×(当該学生の学年-1) ※ただし、進級に必要な単位数の方が小さい場合はその数
修士・専門職学位課程	定めない。ただし、各研究科において出席・研究実績が十分でないと判断した場合には学力
博士課程	「不適」とすることができる。

※あくまで授業料免除の学力判定の標準修得単位数であって、この単位数を修得すれば進級・卒業できるというものではありません。